

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則 の一部を改正する省令について

平成17年3月
特許庁

1. 改正の必要性

平成16年10月に世界知的所有権機関において開催された特許協力条約（PCT）同盟総会において、PCT規則改正が行われたところ、改正されたPCT規則を実施するため、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（以下「国際出願法施行規則」という。）の規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の内容

(1) 国際調査報告及び国際調査機関の見解書の送付についての手続の明確化

国際調査報告書を作成しない旨の決定をした際に国際調査機関の見解書を送付するための規定がPCT規則において整備されたことに伴い、国際出願法施行規則においても同様の規定を整備する。

(2) 国際予備審査手続きへの準用

PCT規則上、国際調査手続に関する規定を国際予備審査手続に準用するための条文が改正されたことに伴い、国際出願法施行規則においても同様の規定を整備する。

3. 施行期日

平成17年4月1日に施行する。